

## 2026年3月国際取引法全国大会 国際紛争解決法制部会報告

### 第2報告 植村真司 帝京平成大学教授

(報告タイトル)

暗号資産紛争処理における新たな国際裁判管轄類型の必要性と制度設計に関する考察

(概要)

暗号資産は、ブロックチェーン技術を基盤とする非中央集権的なデジタル資産である。もとより国境を越えて瞬時に転々流通移転することを予定し、物理的所在地を持たないために、暗号資産の法的性質や規制の在り方は国際取引法に影響を与える。最も大きな影響の一つが暗号資産紛争における国際裁判管轄基準の問題である。すなわち、日本法（民法 85 条）は所有権の客体を有体物に限定し、東京地裁判決（平成 28 年 8 月 5 日）もビットコインを所有権の客体と認めていないため、従来の国際裁判管轄基準である「物の所在地」「不法行為地」「履行地」は暗号資産紛争に適合しない。しかし、暗号資産をめぐる紛争は増加しており、ハッキング、不正送金、取引所の破綻など、国際的な紛争処理の必要性は急速に高まっている。この問題解決として、英国のように暗号資産を新たな無体財産として位置づける方向性も考えられるが、立法化には長い時間を要する。そこで本稿は、現行法の枠組みを維持しつつ、民事訴訟法に暗号資産紛争を独立した管轄類型として新設する制度案を提案する。